

京 都 大 学 医 学 部 附 属 病 院 諸 料 金 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>別表1 } 別表2 } (略) 別表3 } 別表4 }</p>	<p>附 則 (令和6年達示第96号) この規程は、令和7年3月1日から施行する。</p> <p>別表1 (別 添) 別表2 } 別表3 } (同 左) 別表4 }</p>

別表1 保険外併用療養費

区分	算定単位	料金(円)	備考
1 評価療養費			
(1) 先進医療			
ア テモゾロミド用量強化療法—膠芽腫(初発時の初期治療後に再発又は増悪したものに限る。)	1コース(14日間)につき	(4,774)	
イ タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養	1回につき	(16,400)	
ウ 子宮内膜着床能検査(ERA)	初回	(110,700)	
	2回目	(90,400)	
	3回目以降	(29,700)	
エ ウ 子宮内膜マイクロバイオーム検査(EMMA) ALICEを含む	初回	(60,100)	
	2回目以降	(34,800)	
オ エ EGFR 遺伝子増幅陽性切除不能食道・胃・小腸・尿路上皮・乳がんに対するネシツムマブ療法(単群第II相試験)	1回につき	(5,000)	
カ オ 術前のゲムシタビン静脈内投与及びナブーパクリタキセル静脈内投与の併用療法(切除が可能な膵臓がん(70歳以上80歳未満の患者に係るものに限る。))	1回につき	(400)	
キ カ 生体肝移植術(切除が不可能な肝門部胆管がん)	1回につき	(192,000)	
ク キ 生体肝移植術(切除が不可能な転移性肝がん(大腸がんから転移したものであって、大腸切除後の患者に係るものに限る。))	1回につき	(2,692,000)	
ケ ク 二段階胚移植術(新鮮胚移植の場合)	1回につき	(75,000)	
ケ ケ 二段階胚移植術(凍結・融解胚移植の場合)	1回につき	(120,000)	
コ ケ ウイルスに起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断(PCR法)	1回につき	(28,000)	
2 選定療養費			
(略)			
(10) 間歇スキャン式持続血糖測定器の使用に係る料金(算定告示に掲げる療養としての使用を除く。)			
ア Free Style リブレ2 センサー	1個につき	7,260	
イ Free Style リブレ2 リーダー	1個につき	7,810	

<p>(10)-(11) 長期収載品の選定療養に係る料金（医療上必要があると認められる場合又は後発医薬品を提供することが困難な場合を除く。）</p>	<p>「長期収載品と後発医薬品の価格差の4分の1」の価格に基づき、数量等を踏まえ算定した薬剤料に係る点数に10円を乗じて得た額に消費税相当額を加算した額</p>	<p>左記の価格は対象医薬品リスト（厚生労働省ホームページで公表）において示された数値を用いる。</p>
<p>(略)</p>		

備考 料金は全て税込表示である。ただし、括弧内の料金については、非課税とする。